

未然防止対策

1. 教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒を撮影することは、禁止とする。
2. 学校所有のデジタルカメラ、端末等で撮影した場合であっても、各校で指定された場所にのみ保存し、撮影した画像は管理職が確認できるようにしておく。また、指定場所へのデータ保存後、カメラ等からデータは削除する。
なお、児童生徒の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことは禁止とする。
3. 教職員と児童生徒との私的なSNSや電子メール等を通じての直接的なやりとりは原則として行わないこと。
4. 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を実施するとともに、校内の整理整頓を常に心掛け、カメラ等の記録媒体を設置できないような環境を整えること。
5. 面談や個別指導の際、教職員と児童生徒等が第三者の目が届かない環境にならないように次の対応をとること。
 - ・教室等のドアを開けておくなどし、閉鎖空間を避け、外から見える状態を保つ。
 - ・管理職や他の教職員、必要に応じて保護者の同席を求める。
 - ・放課後や休日など、人目が少ない時間帯を設定しない。
6. 来校者については、氏名、所属及び目的を確実に把握する。また、校長の許可なく撮影することを禁止とする。